# 春日部市高効率照明機器設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、産業部門及び業務その他部門の脱炭素化を促進するために、高効率照明機器を設置する事業者に対し、春日部市高効率照明機器設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０１号制定）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０３号制定）、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成１７年規則第１２５号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において高効率照明機器とは、次の各号のいずれかに該当する機能を有するＬＥＤ照明灯をいう。

(1) スケジュール制御機能　あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路又はグループ化し、若しくはパターン化した回路を自動的に点滅し、又は調光制御する機能をいう。

(2) 明るさセンサによる一定照度制御機能　明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する機能をいう。

(3) 在・不在調光制御機能　人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅し、又は調光制御する機能をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内にある自らの事業所において、高効率照明機器（未使用品に限る。）（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、市内にある自らの事業所において、前条に規定する補助対象事業を実施する民間事業者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として若しくは実質的に経営に関与している事業者又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有している事業者でないこと。

(2) 市税の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、かつ、予算の範囲内において市長が定める額とする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める日までに、春日部市高効率照明機器設置費補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る見積書及びその内訳の写し

(2) 仕様書その他の設置する補助対象設備の機能が確認できる書類

(3) 確定申告書の写しその他の事業を営んでいることが確認できる書類

(4) 前年度の市税の納税状況が分かる書類の写し（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は個人市民税）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第８条　市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、春日部市高効率照明機器設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定に関する条件）

第９条　市長は、本事業の目的を達成するため、前条の規定による補助金の交付決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助対象事業の効果測定等に関する報告及び資料提供、市による現地確認及び広報活動等の補助対象設備の普及に資する取組に協力すること。

(2) 補助金の交付の目的を達成するため必要な条件として市長が定めるもの

（申請内容の変更）

第１０条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の内容の変更、又は補助対象事業の中止若しくは廃止について市長の承認を得ようとする場合は、春日部市高効率照明機器設置費補助金変更等承認申請書（様式

第３号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 春日部市高効率照明機器設置費補助金交付決定通知書の写し

(2) 第７条各号に掲げる書類のうち、変更に係るもの

(3) その他市長が必要と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる軽微な変更にあっては、この限りでない。

(1) 補助対象経費の増減が２０％以内、かつ、第６条に定める補助金の額の変更を伴わないもの

(2) 変更内容が交付目的に反せず、かつ、大幅な変更でないもの

（変更等の承認）

第１１条　市長は、前条の変更等の申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を春日部市高効率照明機器設置費補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

２　市長は、変更等の承認をする場合は、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（実績報告）

第１２条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに春日部市高効率照明機器設置費補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る契約書及び領収書の写し

(2) 補助対象設備の保証書の写し

(3) 補助対象設備の設置前後の状況が確認できるカラー写真

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日の後、速やかに、かつ補助金の交付決定を受けた年度内の市長が定める日までとする。

（補助金の額の確定）

第１３条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、春日部市高効率照明機器設置費補助金交付確定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１４条　補助金の交付の請求は、春日部市高効率照明機器設置費補助金交付請求書（様式第７号）によるものとする。

（交付の取消し等）

第１５条　市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定又は法令等に違反する行為があったとき。

２　前項の規定による補助金の交付取消の通知は、春日部市高効率照明機器設置費補助金交付取消通知書（様式第８号）によるものとする。

（補助金の返還）

第１６条　市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、春日部市高効率照明機器設置費補助金返還命令書（様式第９号）により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第１７条　補助事業者は、第１５条の規定による補助金の交付決定の取消により前条の規定による補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。

３　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

４　前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。

５　市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

６　補助事業者は、前項の免除を受けようとする場合には、申請の内容を記載した申請書に当該補助金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理

由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第１８条　補助事業者は、補助対象設備について、法定耐用年数を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし又は担保に供すること（以下「処分」という。）をしてはならない。

２　補助事業者は、法定耐用年数の期間内に補助対象設備を処分する必要が生じたときは、あらかじめ春日部市高効率照明機器財産処分承認申請書（様式第１０号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

３　市長は、前項に規定する承認の申請があったときは、その内容を審査し、春日部市高効率照明機器処分承認（不承認）通知書（様式第１１号）により補助事業者に通知するものとする。

（書類の整備等）

第１９条　補助事業者は、補助事業等に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、法定耐用年数が経過するまでの間、保管しなければならない。

（効果の把握及び公表）

第２０条　市長は、第１３条第１項の規定による報告の内容及び補助対象事業の効果を確認するため、補助事業者に対し、必要な書類等の提出を求めることができる。

２　市長は、第１３条第１項の規定による補助事業者からの報告を踏まえ、インターネットの利用その他の方法により補助対象事業の効果等を公表することができる。

３　市長は、補助対象事業に関し必要があると認められるときは、補助事業者等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち会わせ、又は職員にその事業所等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

４　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第２１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（要綱の見直し）

２　市長は、補助金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて令和１３年３月３１日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。